

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-112 内圧容器及びその附属装置 7-112-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の内圧容器及びその附属装置は、内圧に耐えることができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、規格、表示、取付け等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 47 条の 2 関係、細目告示第 72 条第 1 項関係、細目告示第 150 条第 1 項関係） ① 内圧容器は、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第 7 号に規定する第二種圧力容器に関し労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 42 条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格を具備するものであること。 ② 圧縮空気に係る内圧容器は、ドレンコックを備えたものであること。 ③ 内圧容器は、自動車に取付けた状態で見やすい位置に、最高使用圧力を表示したものであること。 ④ 内圧容器は、点検しやすい場所に備えられていること。 ⑤ 内圧容器及び導管は、自動車の走行中の振動、衝撃等により損傷を生じないように取付けられていること。 ⑥ 内圧容器には、容器内の圧力を指示する圧力計を運転者の見やすい場所に設けること。 ⑦ 圧力計は、圧縮ガスにより作動する装置の最低有効作動圧力を目盛に表示したものであること。 ⑧ ⑥の圧力計は、照明装置を備え、又は文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったものであること。 (2) 機械等検定規則（昭和 47 年労働省令第 45 号）第 4 条の規定による合格印が押印された明細書の提出があるときは、(1) ①の基準に適合するものとする。（細目告示第 72 条第 2 項関係、細目告示第 150 条第 2 項関係）	8-112 内圧容器及びその附属装置 8-112-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の内圧容器及びその附属装置は、内圧に耐えることができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、規格、表示、取付け等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 47 条の 2 関係、細目告示第 228 条第 1 項関係） ① 内圧容器及び導管は、自動車の走行中の振動、衝撃等により損傷を生じないように取付けられていること。 ② 圧力計は、圧縮ガスにより作動する装置の最低有効作動圧力を目盛に表示したものであること。